

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づく会議その他の合議制の機関として，神戸市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は，次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項，第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか，子どもが健やかに成長することができる社会の実現に関する事項及び子どもが健やかに育成される環境の整備に関する事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は，委員25人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に，特別の事項を調査審議させるため必要があるときは，臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は，次に掲げる者のうちから，市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 地域において子育ての支援を行う者
- (4) 子どもの教育，保育又は養育に関する事業に従事する者
- (5) 経済団体，労働者団体その他各種団体の関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか，市長が特に必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は，2年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員は，再任されることができる。

3 臨時委員は，その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは，解嘱されるものとする。

(議長)

第5条 子ども・子育て会議に議長を置き，委員の互選により選任する。

2 議長は，会務を総理し，子ども・子育て会議を代表する。

3 議長に事故があるときは，あらかじめその指名する委員が，その職務を代理する。

(部会)

第6条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、議長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

(議事)

第7条 子ども・子育て会議は、議長が招集し、及び主宰する。

2 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、こども家庭局において処理する。

(施行細目の委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、議長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の規定は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第1条本文に規定する施行の日から施行する。

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前における第1条の規定の適用については、同条中「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定」とあるのは、「の規定」とする。

(準備行為)

3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第9条の規定に基づいて同法の施行日前においても行うことができる行為に関する事項については、第2条第2号の規定の施行の日前においても、この条例の本則の規定の例により、子ども・子育て会議において事務を処理し、又は調査審議を行うことができる。